

# 学校法人愛知医科大学 ガバナンス・コード

令和3（2021）年10月18日

令和6（2024）年9月2日改正



## 目 次

はじめに	2
<b>第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重</b>	<b>3</b>
1-1 建学の精神・理念	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
<b>第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）</b>	<b>6</b>
2-1 理事会	
2-2 理事	
2-3 監事	
2-4 評議員会	
2-5 評議員	
<b>第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）</b>	<b>11</b>
3-1 学長	
3-2 教授会	
<b>第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）</b>	<b>12</b>
4-1 学生に対して	
4-2 教職員等に対して	
4-3 社会に対して	
4-4 危機管理及び法令遵守	
<b>第5章 透明性の確保（情報公開）</b>	<b>15</b>
5-1 情報公開の充実	

学校法人愛知医科大学ガバナンス・コードは、日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード」に準拠し策定しています。

## はじめに

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。また、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与するとともに、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

学校法人愛知医科大学は、これからも建学の精神・理念に基づき、適切なガバナンスを確保しつつ、教育，研究，診療及び社会貢献において、時代の変化に対応した私立大学としての使命を果たしていくための規範としてガバナンス・コードを制定します。

## 第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

### 1-1 建学の精神・理念

#### (1) 建学の精神・理念

愛知医科大学の「建学の精神」は、初代理事長である故太田元次の理想像であった、患者からも、地域からも、発展途上国からも頼りにされる『タクマシイ』医師を養成したいという熱き思いが込められております。

#### 【建学の精神】

本学は、新時代の医学知識、技術を身につけた教養豊かな臨床医、特に時代の要請に応じて地域社会に奉仕できる医師を養成し、あわせて医療をよりよく発展向上させるための医学指導者を養成することを目的とする。

そのため、医学を中心とした広汎な基礎的知識を授け、深い専門的技術を教授研究し、心身ともに健康なる医師を養育し、その知的、道徳的能力及び社会的有用性の向上を期している。

なお、私学の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立医科大学の健全なる発展を図り、社会福祉、殊に地域医療に貢献するとともに、東南アジアその他発展途上国の医療の進歩、向上に協力せんとする。

本学の修業年限は6年で、その間の教育に一貫性を期するとともに、研究の交流を図るために、その組織を基礎科学、基礎医学、臨床医学の各部門にわかち、それぞれの緊密なる連携を図ることにした。この点本学が新しい構想のもとに企画したところであり、本学の特色とするところである。かくして新しい「カリキュラム」をもって人間形成及び創造性の啓発を図り、人命の尊厳を守り、ヒューマニズムに徹し、各自の自主的、自発的勉学を尊重し、人間としての自覚にたった医学教育を目指しているのである。

更に、平成29（2017）年度には、包括的、全人的に患者を把握する感性と、大学の正しい未来の方向性の洞察に必要となる「具眼」、具眼によって得た神髄を深く考え、それに対して正しく対処して究めることを指す「考究」という二つの言葉を基に、学是「具眼考究」を制定しました。

愛知医科大学は、時代や社会の要請に鑑み、建学の精神と学是に基づき、愛知医科大学の目的の実現に向け日々努力を重ね、継続的に探究することこそが、愛知医科大学の使命であると考えています。

#### (2) 建学の精神・理念に基づく人材像

愛知医科大学の建学の精神・理念に基づく人材像は、次のとおりです。

- ① 新時代の医学知識、技術を身につけた教養豊かな臨床医の養成
- ② 時代の要請に応じて地域社会に奉仕できる医師の養成
- ③ 医療をよりよく発展向上させるための医学指導者の養成

## 1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

### (1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

愛知医科大学の建学の精神・理念に基づく教育目的等は、次のとおりです。

#### ① 大学の目的

愛知医科大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、道徳的能力と社会的有用性を基盤とし、新しい医学・看護学の知識及び技術をもつて社会に奉仕する医師及び看護職者を育成するとともに、深く学術を研究し、医学・看護学の発展向上に貢献することを目的とする。

#### ② 医学部の教育研究上の目的

医学部は、プロフェッショナリズムを備え、地域社会の様々な人々と良好な関係を築きながら、質の高い医療が提供でき、また、幅広い医学知識、高い診療技能及び科学的探究心を持った医師を育成すること。

#### ③ 看護学部の教育研究上の目的

看護学部は、幅広い豊かな人間性を備え、看護の専門知識に基づく高度な判断力・実践力・指導力をもち、看護学の発展向上に寄与する看護職者を育成すること。

#### ④ 医学研究科の教育研究上の目的

国際水準の研究遂行能力を有する研究者を養成すること。

#### ⑤ 看護学研究科の教育研究上の目的

卓越した看護実践能力及び研究・教育・管理能力を持つ高度実践職業人を養成すること。

### (2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組み

愛知医科大学は、「建学の精神」に謳われている良き医療人を育てて地域に役立つという理念を具現化するため、「学校法人愛知医科大学中期計画」を策定し、運営基盤の強化を図るとともに、教育・研究・診療の質の向上に努めます。

① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。

② 中期的な計画の進捗状況については、経営戦略推進本部で管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。

③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。

④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。

⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

### **(3) 私立大学の社会的責任等**

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、愛知医科大学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、行政、関係機関、教職員、学生の保護者、卒業生、地域住民等のステークホルダーとの良好な関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）を始め、多様性への対応を実施します。

## 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。愛知医科大学は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

### 2-1 理事会

#### (1) 理事会の役割

##### ① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭に置いて業務を決し、理事の職務執行を監督します。

##### ② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保存します。

ウ 理事会における議決事項については、業務執行者から適切に報告を行います。

##### ③ 理事及び学校運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置学校の運営責任者（学長）に対する監督を行うことを主要な責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

##### ④ 学長への権限委譲

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために必要な教学関係事項の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長は、必要に応じ副学長を置き、各々担当業務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

##### ⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間を十分に確保します。

##### ⑥ 役員（理事・監事）は、その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

##### ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負いま

す。

- ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が過重とならないよう損害賠償責任の減免の制度を整備します。
- ⑨ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

## 2-2 理事

### (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常任理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任の基準については、寄附行為に明確に定めています。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

### (2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究・診療及び経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

### (3) 外部理事の役割

- ① 透明性のある学校法人運営のために、複数名の外部理事を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、理事会の審議事項に関する情報について、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

### (4) 理事への研修機会の提供と充実

理事に対し、学校法人運営の判断に必要な研修機会を十分に提供し、その内容の充実に努めます。

## 2-3 監事

### (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査に関する基準等に則り、理事会及び評議員会その他の重要会議に出席し、意見を述べるすることができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し、不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会・評議員会に報告します。更に、理事長に対し理事会及び評議員会の招集を請求できるものとし、理事会及び評議員会が招集されない場合は、請求を行った監事が理事会及び評議員会を招集できるものとしします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求できます。

### (2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は、評議員会の同意を得て、監事を選出します。
- ② 監事は、2名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

### (3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人愛知医科大学監査規程を制定しています。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、学校法人愛知医科大学監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

### (4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、会計監査人及び内部監査担当者による監査結果について、意見を交換し、監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から、監査室を設置します。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 監事に対し、理事会、常任理事会等の審議事項に関する情報について、理事会等開催の事前・事後のサポートを十分に行うための体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

## 2-4 評議員会

### (1) 諮問機関としての役割

#### ① 評議員会の諮問事項

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。

ア 予算及び事業計画

イ 事業に関する中期的な計画

ウ 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

エ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

オ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

カ 寄附行為の変更

キ 合併

ク 目的たる事業の成功の不能による解散

ケ 寄附金品の募集に関する事項

コ その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めるもの

#### ② 評議員会の運営等

ア 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

イ 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

ウ 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

## 2-5 評議員

### (1) 評議員の選任

① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。

② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。

ア 学校法人愛知医科大学の職員で、理事会において推せんされた者のうちから評議員会において選任した者 13人以上15人以内

イ 学校法人愛知医科大学の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものの中から理事会において選任した者 3人

ウ 学識経験者のうちから理事会において選任した者 16人以上17人以内

③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができ

る有識者を選出します。

## **(2) 評議員への情報提供**

評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

### 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

#### 3-1 学長

##### （1）学長の責務（役割・職務範囲）

###### ① 学長の任免

学長の任免は、愛知医科大学学長規程に基づき、「愛知医科大学学長規程の定めるところにより選考された学長候補者について、理事会の議に基づき理事長が行う。」とあり、同規程において、「学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。

###### ② 学長の責務（役割・職務範囲）

ア 学長は、大学学則第1条に掲げる「道徳的能力と社会的有用性を基盤とし、新しい医学・看護学の知識及び技術をもって社会に奉仕する医師及び看護職者を育成するとともに、深く学術を研究し、医学・看護学の発展向上に貢献する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

イ 学長は、理事会から委任された権限を行使します。

ウ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

###### ③ 学長補佐体制

ア 学長は、必要に応じ副学長を置くことができることとしており、愛知医科大学副学長規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学長に事故あるときは、学長が指名した副学長がその職務を代理する。」としています。

イ 学部長の役割については、愛知医科大学副学長規程及び愛知医科大学学部長規程において当該学部の教育担当副学長として任命することにより、当該学部に関する校務をつかさどることとしています。

#### 3-2 教授会

##### （1）教授会の役割（学長と教授会の関係）

愛知医科大学の教育研究の重要な事項を審議するために各学部に教授会を設置しています。教授会は、大学学則第10条第5項に定めるもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じて、意見を述べることができます。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

## 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

### 4-1 学生に対して

#### (1) 学部ごとの3つの方針（ポリシー）

学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

#### (2) 自己点検・評価

自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の更なる整備・充実に取組みます。

#### (3) ダイバーシティ・インクルージョン

ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

### 4-2 教職員等に対して

#### (1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

#### (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

##### ① ボード・ディベロップメント：BD

ア 常任理事は、職務に係る事業計画及び実績を毎年度明示します。

イ 監事は、毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会及び評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 三つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、FD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等は、その専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

### 4-3 社会に対して

#### (1) 認証評価及び自己点検・評価

① 平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。愛知医科大学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

ア 大学評価（認証評価）

公益財団法人大学基準協会における令和2（2020）年度大学評価（認証評価）の結果、愛知医科大学は同協会の定める大学基準に適合していると認定されました。

イ 医学教育分野別評価

愛知医科大学医学部では、常にカリキュラム及び教育内容について学内での議論を進めながら教育改善に取り組んできました。より一層の教育のレベルアップと国際基準に適合した教育内容全般の評価を受けることが必要不可欠であるため、令和元（2019）年度に日本医学教育評価機構（JACME）による医学教育分野別評価を受審し、その結果、世界医学教育連盟のグローバル・スタンダードを踏まえた評価基準に適合していることが認定されました。

ウ 看護学教育評価

愛知医科大学看護学部では、教育プログラムの公正かつ適正な評価を受けることで、看護学教育の質の保証及び教育研究活動の充実と向上を図り、国民の保健医療福祉に貢献することを目的として、令和5（2023）年度に日本看護学教育評価機構（JABNE）による看護学教育評価を受審し、その結果、教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み、教育課程における教育・学修活動、教育課程の評価と改革及び入学者選抜の四つの看護学教育に特化した評価基準に適合していることが認定されました。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

**(2) 社会貢献・地域連携**

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。
- ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

**4-4 危機管理及び法令遵守**

**(1) 危機管理のための体制整備**

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。
  - ア 大規模災害
  - イ 大規模な感染症
  - ウ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。
  - ア 学生・生徒等の安全安心対策
  - イ 減災・防災対策
  - ウ ハラスメント防止対策
  - エ 情報セキュリティ対策
  - オ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

**(2) 法令遵守のための体制整備**

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

## 第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保に更に努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

### 5-1 情報公開の充実

#### (1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条の2）、私立学校法等の法令によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

また、法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

#### ① 学校法人の経営及び財務に関する情報

- ア 寄附行為
- イ 事業計画及び予算
- ウ 財産目録
- エ 貸借対照表
- オ 収支計算書
- カ 事業報告書
- キ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）
- ク 監査報告書
- ケ 役員に対する報酬等の支給の基準
- コ 学校法人愛知医科大学中期計画

#### ② 特定機能病院の管理に関する情報

- ア 管理者の選任に関する情報
- イ 管理及び運営に関する事項を審議する合議体の運営に関する情報
- ウ 管理者が有する管理及び運営に必要な人事及び予算執行権限に関する情報
- エ 医療の安全の確保に関する監査委員会の設置に関する情報
- オ 管理者の業務の執行が法令に適合することを確保するための体制及び特定機能病院

の業務の監督に係る体制に関する情報

③ 評価に関する情報

- ア 自己点検・評価報告書
- イ 認証評価機関による評価結果

④ 教育研究活動等の状況に関する情報

- ア 大学学則及び大学院学則
- イ 大学の教育研究上の目的
- ウ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）
- エ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
- オ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）
- カ 教育研究上の基本組織
- キ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- ク 入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ケ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
- コ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
- サ 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- シ 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用
- ス 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援
- セ 学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
- ソ 学術国際交流に関する情報
- タ 教員評価に関する情報
- チ 高大連携
- ツ 地域連携

**(2) 情報公開の工夫等**

- ① 上記 (1) ①の学校法人に関する情報については，Web 公開に加え，各事務所に備え置き，請求があれば閲覧に供します。
- ② 公開方法は，ウェブサイトでの公開に加え，閲覧者が多岐にわたることを考慮し，「大学ポートレート」を活用するほか，大学要覧，入学案内，広報誌，各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ③ 公開に当たっては，分かりやすい説明を付けるほか，説明方法も常に工夫します。